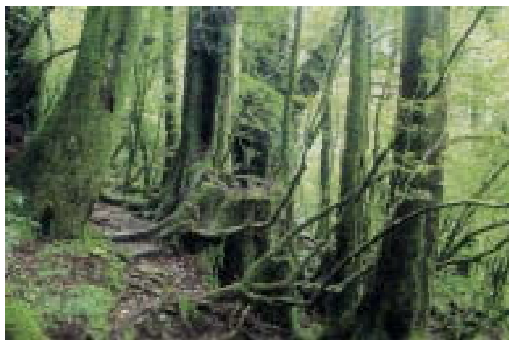




2 国有林野の維持及び保存

2 国有林野の維持及び保存

(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理

① 森林の巡視及び境界の保全

国有林野での山火事、高山植物の盗採掘、ゴミの不法投棄等を未然に防ぐため、都道府県や市町村、地域の住民やボランティア団体の皆さん等と連携をとりながら森林の巡視を行っています。

また、国有林野を適切に管理するため、民有林との境界の巡視や点検等を計画的に行っています。

事例 富士山山麓の不法投棄未然防止活動

民間、県、国等が連携し、富士山の景観やイメージを損なう産業廃棄物等の不法投棄を防ぐため、「富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議」が設立されました。

静岡森林管理署においても、推進会議で定められた「監視パトロール中」というステッカーを車に貼って林野巡視を行い、不法投棄の未然防止等に努めています。

(関東森林管理局東京分局 静岡森林管理署)



場 所：静岡県富士市 富士山山麓 （静岡森林管理署管内）
説 明：写真は、「監視パトロール中」というステッカーを車に貼って巡視を行っている様子です。

② 森林病虫害の防除

松くい虫の被害は国有林野における病虫害の大半を占めていますが、昭和54年度の149千 m^3 をピークに減少傾向で推移してきました。

しかし、夏期の高温小雨等の影響により、平成12年度から被害が増加し始め、平成13年度には前年度よりも11千 m^3 多い86千 m^3 の被害が発生しました。

森林管理署等では、松くい虫被害の拡大を防ぎ、貴重なマツ林を保護するため、地方自治体や地域住民の方々と連携をとりながら、被害木を伐採して薬剤を散布する伐倒駆除等の被害対策を進めています。

表－5 松くい虫被害の状況と対策

区 分		平成13年度	(参考)平成12年度
松くい虫被害量 (千 m^3)		86.1	75.2
防 除	特別防除 (ha)	3,134	3,200
	地上散布 (ha)	575	599
駆 除	伐倒駆除 (千 m^3)	32.9	26.1
	特別伐倒駆除 (千 m^3)	7.3	2.8

注：1 特別防除とは、松くい虫の被害をすでに受けたか、または受けるおそれがあるマツ林に対して、航空機を使用して行う薬剤による防除のことである。

2 地上散布とは、動力噴霧機を使用して行う薬剤による防除のことである。

3 伐倒駆除とは、松くい虫の被害を受けたマツに対して行う伐倒及び薬剤散布による駆除のことである。

4 特別伐倒駆除とは、伐倒と破砕または伐倒と焼却による駆除のことである。

事例 地域住民の協力により次世代に引継がれるマツ林^{けひ}

福井森林管理署では、日本三大松原の一つと言われる「気比の松原」を松くい虫の被害や雪害から守り、次世代に引継いでいくため、地域住民の皆さんと一体となって保全活動を行っています。

平成13年度には、松くい虫の防除や雪害を受けたマツの除去や、ボランティア団体をはじめとする地域住民の皆さんによるマツ林の清掃が行われました。

(近畿中国森林管理局 福井森林管理署)



場 所：福井県敦賀市 松^{まつばら}原国有林 (福井森林管理署管内)

説 明：写真は、松くい虫の防除のために薬剤を散布している様子(左上)と、地域住民の皆さんによる清掃活動の様子(右下)です。

③ 保安林の適切な管理

国有林野は、奥地脊梁山地や水源地域に広く分布していることから、国土の保全や水源のかん養をする上で重要な森林が多く存在しています。

このため、平成13年度末では、国有林野面積の55%に当たる421万haの国有林野が保安林に指定されており、伐採の制限等が行われています。こうした国有保安林は、保安林全体の面積の46%に当たります。

これらの保安林を適切に管理し、保安林としての機能を向上させるため、間伐や複層林への誘導等の森林整備を積極的に進めるとともに、必要に応じて谷止工等の施設の設置を行っています。

さらに、平成13年10月に定められた森林・林業基本計画においては、保安林の計画的な指定を推進するとともに、保安林における伐採の限度や植栽義務を見直すこととされ、平成14年3月に第5期保安林整備計画の変更が行われました。今後、この計画に基づき、2年間で約85万haの国有林野を保安林に指定することとしています。

表－6 保安林の指定状況

(単位：万ha、%)

保安林の種類	総面積	うち国有林野
水源かん養	652	329
土砂流出防備	214	77
土砂崩壊防備	5	2
その他の保安林 飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、 防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火、 魚つき、航行目標、保健、風致	97	44
合計(延面積)	969	452
(実面積)	905 [100]	421 [46]

注：1 平成13年度末現在の数値であり、国有林野面積には官行造林地を含まない。

2 計の不一致は四捨五入による。また、[]は、全保安林面積に占める割合(%)である。

事例 森林水環境総合整備事業の実施

佐呂間町で使用されている生活用水や農業用水の水源の多くは国有林ですが、集水区域が狭いために毎年のように渇水が心配され、また、大雨の際には取水施設に土砂が流れ込むなどの被害が発生することもあります。

このため、網走中部森林管理署では、安定した良質な水の供給を目指すこととし、5年間の計画で、平成13年度から水源地周辺の森林整備や谷止工の設置等を進めています。事業の初年度である13年度には、74haの森林で下刈や除伐等の保育作業を行い、併せて3基の谷止工等を設置しました。

(北海道森林管理局北見分局 網走中部森林管理署)



場所：北海道常呂郡佐呂間町 佐呂間国有林 (網走中部森林管理署管内)
説明：写真は、水源地周辺の森林の下刈後の様子(左上)と、設置された谷止工(右下)です。

(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存

① 保護林の設定

国有林野には、世界遺産^{注)}に登録された屋久島や白神山地をはじめ、原生的な森林生態系や優れた自然環境を有する貴重な森林が多く残されています。

このため、国有林野事業では、大正4年に保護林制度を発足させ、それ以来、こうした貴重な森林の保護に努めてきています。

平成13年度には、関東森林管理局東京分局管内の小笠原諸島において南島特定地理等保護林を設定するなど、新たに4箇所、約6千haの保護林を設定しました。また、すでに設定されている保護林のうちの2箇所について、約7千haの拡充を行いました。その結果、平成13年度末には、保護林の面積は55万2千haとなりました。

これらの保護林を適切に管理するため、入林者の影響等により植生が荒廃している箇所では、保護柵の設置や移植等を行い、植生の回復に努めています。また、歩道や標識等の設置も行っています。

このほかにも、保護林の中でも最も面積が大きい森林生態系保護地域を紹介したガイドマップや森林の働きを説明した手引書を作成し、地元の市町村や小・中学校へ配布しました。

表－7 保護林の設定状況

(単位：箇所、千ha)

保護林の種類	目 的	箇所数	面 積
森林生態系保護地域	森林の生態系の保存、野生動植物の保護、生物遺伝資源の保存	26	320
森林生物遺伝資源保存林	森林生態系を構成する生物全般の遺伝資源の保存	12	36
林木遺伝資源保存林	林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存	329	9
植物群落保護林	希少な高山植物、学術上価値の高い樹木群等の保存	356(2)	138(6)
特定動物生息地保護林	希少化している野生動物とその生息地・繁殖地の保護	32(1)	16(0)
特定地理等保護林	岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地の特殊な地形・地質の保護	34(1)	30(0)
郷土の森	地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保存	32	2
合 計		821(4)	552(6)

注：1 平成14年4月1日現在の数値である。

2 計の不一致は四捨五入による。

3 ()は、平成13年度に新規設定した箇所内で内書である。

表－ 8 平成13年度に新たに設定した保護林の概要

名 称(所在地)	面 積 (ha)	概 要
雄阿寒岳原生保護林 (北海道阿寒町)	3,759	雄阿寒岳山麓一帯に広がる良好な原生状態を維持している針葉樹林の保護。
シマフクロウ生息地保護林 (北海道中標津町)	358	シマフクロウの繁殖地、生息地等の保護を図り学術研究等に資する。
五葉山植物群落保護林 (岩手県大船渡市ほか)	1,876	固有種ゴヨウザンヨウラクをはじめ、多様な植物群落が分布。
南島特定地理等保護林 (東京都小笠原村)	28	特異な地形（沈水カルスト地形）等の保護
合 計 4 箇所	6,021	

事例 新たな保護林の設定

小笠原諸島には、固有の希少動植物種が数多く生息・生育していますが、近年、移入種の増大、入島者の増加等による生態系への影響が懸念されるようになっていきます。

平成13年度には、これらの固有種を含む小笠原の自然環境を将来にわたり保存していくため、外部の有識者で構成する「小笠原国有林の取扱いに関する検討委員会」が設置され、3回の検討会を経て報告書がとりまとめられました。

この報告書に基づき、特異な地形（沈水カルスト地形）を有し、固有の動植物種が多数生息・生育存在している南島を、小笠原諸島の中で最も原生的な自然を残す場所と位置づけ、今後保護していくこととして「南島特定地理等保護林」を新たに設定しました。

(関東森林管理局東京分局)



場 所：東京都小笠原村 ^{おがさわら}小笠原国有林 （小笠原総合事務所管内）

説 明：写真は、検討委員会の皆さんによる現地調査の様子（左上）と、沈水カルスト地形の様子（右下）です。

② 「緑の回廊」の設定及び整備の推進

国有林野事業では、保護林（22ページ参照）に加え、保護林どうしを連結してネットワークを形成するための「緑の回廊」の設定を進めています。

これは、野生動植物の移動経路を確保して、生息・生育地を拡大し、個体群^{注)}の交流を促進することにより、種の保全や遺伝的な多様性の確保を進めるものです。

平成13年度には、学識経験者、N G O等の皆さんの意見を聞いた上で、新たに3箇所、約9万1千haの「緑の回廊」を設定しました。

このうち、「北上高地緑の回廊」については、国有林が途切れた箇所でも「緑の回廊」の連続性が保たれるよう、県や地元市町村、森林所有者の協力により、民有林においても国有林と連携した適切な森林の取扱いを行うこととされています。

また、回廊内の人工林では、野生動植物種の移動や採餌環境を確保するための抜き伐りを行ったり、野生動植物種の保全等に対する国民の皆さんの理解と協力が得られるように看板の整備やパンフレットの作成と配布を行いました。

表－9 緑の回廊の設定状況

名 称	面 積 (千ha)	延 長 (km)	場 所	概 要
知床半島緑の回廊	16	48	北海道斜里郡斜里町、目梨郡羅臼町ほか	知床半島に位置する4つの保護林を連結。
大雪・日高緑の回廊	20	83	北海道空知郡南富良野町、沙流郡日高町、上川郡新得町ほか	大雪山系と日高山脈中央部の森林生態系保護地域を連結。
支笏・無意根緑の回廊	7	30	北海道札幌市、虻田郡京極町ほか	札幌市近郊の漁岳周辺森林生態系保護地域と無意根山周辺植物群落保護林を連結。
奥羽山脈緑の回廊	82	400	青森県南津軽郡平賀町、秋田県仙北郡田沢湖町、山形県最上郡金山町ほか	青森県の八甲田山周辺から、宮城県、山形県の蔵王山周辺に至る奥羽山脈稜線沿いに設定。
白神八甲田緑の回廊（新規）	22	50	青森県中津軽郡西目屋村、秋田県大館市ほか	世界遺産でもある白神山地森林生態系保護地域と奥羽山脈緑の回廊を連結。
北上高地緑の回廊（新規）	27	150	岩手県九戸郡山形村、岩手県大船渡市ほか	岩手県の平庭高原から大船渡市の毛無森山に至る北上高地に設定。古くから人為を受けた地域特性を踏まえつつ、ルート上に介在する民有林とも連携。
緑の回廊越後線	27	70	福島県大沼郡金山町、新潟県北魚沼郡湯之谷村ほか	利根川源流部から福島県鍋倉山に至る越後山脈沿いに設定。
緑の回廊三国線	13	52	群馬県利根郡水上町、新潟県南魚沼郡湯沢町ほか	利根川源流部から群馬・新潟・長野県境の佐武流山周辺に至る三国山脈沿いに設定。
緑の回廊日光線	13	38	栃木県日光市、塩谷郡栗山村ほか	利根川源流部と奥日光地域に存在する保護林を連結。
秩父山地緑の回廊	6	44	埼玉県秩父郡大滝村	秩父山地森林生物遺伝資源保存林を中心に、雲取山から甲武信ヶ岳、三国山を経て天丸山に至る稜線に沿った箇所に設定。
緑の回廊雨飾・戸隠	4	17	長野県北安曇郡小谷村、上水内郡鬼無里村ほか	長野・新潟県境に位置する雨飾・天狗原山植物群落保護林と戸隠山周辺の保護林を連結。
白山山系緑の回廊（新規）	43	70	富山県東礪波郡上平村、岐阜県大野郡白川村、石川県金沢市、福井県大野市ほか	白山山系の森林生態系保護地域を中心に、周辺の森林生物遺伝資源保存林、林木遺伝資源保存林、植物群落保護林、特定動物生息地保護林を連結。
大隅半島緑の回廊	1	22	鹿児島県肝属郡内之浦町、大根占町、田代町ほか	大隅半島南部に位置する稲尾岳周辺森林生態系保護地域と周辺の林木遺伝資源保存林を連結。
(3) 合 計 13箇所	(91) 281			

注：1 合計の（ ）は13年度新規設定箇所の計で内書きである。

2 平成14年4月1日現在の数値である。

図ー2 緑の回廊位置図（平成14年4月1日現在）



事例 北上高地緑の回廊の設定

東北森林管理局青森分局では、^{はやちねさん}早池峰山森林生態系保護地域を核として、^{ひらにわたけ}北は山形村の平庭岳から南は^{けなしもりやま}大船渡市の毛無森山までの、延長約150km、幅約2kmにわたる「北上高地緑の回廊」を設定しました。

この緑の回廊の国有林が途切れている箇所については、岩手県や地元の市町村、森林所有者の皆さんの協力により約3千haの民有林が緑の回廊と連携することとなり、国有林と民有林を合わせて3万haの緑の回廊が誕生しました。

（東北森林管理局青森分局）



場所：岩手県下閉伊郡岩泉町 ^{おおさかもと}大坂 本国有林

（三陸北部森林管理署久慈支署管内）

説明：写真は、^{あっかもり}安家森山頂から見た「北上高地緑の回廊」の様子です。

③ 野生動植物の保護管理の推進

国有林野内に生息・生育する貴重な野生動植物の保護や増殖を行うため、「希少野生動植物種保護管理事業」や「保護林保全緊急対策事業」等を実施し、生息・生育状況の把握や生息・生育環境の維持、整備等を進めています。

平成13年度には、ライチョウの生息環境を維持するため、ハイマツ稚樹の発生地周辺において雨水による土砂の流失を防ぐための石囲や水切りを行ったり、ニホンジカの食害を防ぐため、防護柵の設置を行いました。このほか、長崎県対馬などの国有林野内で野生動植物の移動や採餌環境の整備のための抜き伐り、枝払い等を行いました。

事例 希少野生動植物種保護管理事業の実施

富山森林管理署と飛騨森林管理署では、国の特別天然記念物であるライチョウを保護するため、希少野生動植物種保護管理事業を行っています。

平成13年度には、生息地であるハイマツ林を保護するため稚樹の発生地周辺において石囲や水切りを行いました。また、生息地周辺の巡視を行い、ライチョウの生息数の確認等も行いました。

(中部森林管理局名古屋分局 富山森林管理署、飛騨森林管理署)

表－10 貴重な野生動植物の生息・生育環境の維持・整備等の事例

対 象		概 要
動物	ライチョウ (中部森林管理局名古屋分局)	名古屋分局管内の国有林における、保護管理のための巡視及び環境維持作業 (117人日)
	ゴイシツバメシジミ (九州森林管理局)	熊本県水上村の国有林における保護・保全のための巡視や歩道修理 (65人日、歩道修理1.5km)
植物	レブンアツモリソウ (北海道森林管理局旭川分局)	北海道礼文町における、希少種であるレブンアツモリソウの保護のための巡視 (200人日)
	ミヤマキリシマ (九州森林管理局)	鹿児島県牧園町内の国有林における、ニホンジカによる食害防止のための保護柵設置 (設置延長720m)



場 所：富山県中新川郡立山町 プナ坂^{ざか}国有林 (富山森林管理署管内)
 説 明：写真は、室^{むろ}堂^{どう}地区で巡視を行っている様子です。

④ 地域やNGO等との連携による保護活動の推進

地域住民や自然環境に関心が高いNGO等の皆さんと協力しながら貴重な野生動植物の保護や自然環境の保全を進めていくため、森林の巡視等を委嘱したり、意見交換会等を開催しています。

平成13年度には、西表島の国有林野内におけるイリオモテヤマネコ等の希少野生動植物の保護や生息環境の保全のための巡視をNGOの皆さんに委嘱しました。

また、長野県内の赤沢自然休養林内にある保護林の維持保存について、地元の上松町と意見交換を行いました。

表－11 巡視等の委嘱事例

委嘱相手(森林管理局・分局)	延べ委嘱数 (人日)	主な活動内容
早池峰山周辺森林生態系保護地域巡視員 (東北森林管理局青森分局)	88	森林生態系保護地域内の高山植物等の保護のための巡視や入山者に対する指導。
自然保護管理員 (関東森林管理局)	20	クマタカの生息や繁殖状況の確認、密猟等の防止のための巡視等。
西表野生生物協会 (九州森林管理局)	120	西表島の国有林における希少な野生動植物の個体や生息環境の保護・保全のための巡視等。

表－12 意見交換等の事例

地域(森林管理局・分局)	内 容
秩父山地 (関東森林管理局東京分局)	「秩父山地緑の回廊」設定が秩父山地の生態系に及ぼす影響についての意見交換。(テレビ会議システム利用)
赤沢自然休養林 (中部森林管理局)	自然休養林内の林木遺伝資源保存林と植物群落保護林の維持保存についての意見交換。
ひょうのせん 氷ノ山 (近畿中国森林管理局)	兵庫県天然記念物「古 ^こ 生 ^{せい} 沼 ^{ぬま} 」の現状保存に向けた方策についての現地協議。

⑤ 環境行政との連携

優れた自然環境を有する国有林野の保全管理に当たっては、環境省や都道府県の環境部局と連携をとりながら進めています。

具体的には、林野庁と環境省の間で定期的に連絡会議を開催し、希少野生動植物の保護管理事業（26ページ参照）や国立公園の整備事業等について、連絡調整や意見交換を行っています。

また、自然環境保全地域での学術調査、国立公園内の登山道や木道の整備、案内板の設置を共同で行っています。

このほかにも、森林管理局の主催する緑の回廊設定委員会等の各種検討会へ環境行政部局の参加を求めたり、「地域管理経営計画」の案の作成に先立っての連絡調整も行っています。

事例 至仏山西面・櫛俣川源流部学術調査

関東森林管理局は、群馬県と合同で、群馬県自然環境保全地域に指定されている至仏山西面をはじめとする櫛俣川源流地域の現状を把握し、今後の自然環境保全施策を推進するための基礎資料を得ることを目的として、総合的な学術調査を行っています。

この調査は、地形・地質、森林生態、森林土壌、動物等の各分野について、学識経験者、行政担当者、報道関係者等による調査隊を組織し、平成13年度から3ヶ年にわたり実施するものであり、平成13年度には、森林管理局職員7名を含む2班26名により調査を行いました。

（関東森林管理局）

表－13 環境行政関係者との連絡会議の開催事例

名 称	局・分局	環境行政関係	主な内容
北海道地方 連絡会議	北海道 旭川 北見 帯広 函館	東北海道地区自然 保護事務所、 西北北海道地区自然 保護事務所	北海道内の保護林保全対策、希少野生動 植物種の保護、鳥獣保護区の更新、登山道 の維持管理・整備等についての情報・意見 の交換。
道北地域 実務担当者 会議	旭川 帯広	西北北海道地区自然 保護事務所	希少野生動植物の保護、国設鳥獣保護区 の設定、スノーモービル等の乗り入れ規制、 平成13年度の治山事業の計画等についての 情報・意見の交換。
道央・道南 地域実務担 当者会議	北海道 函館	西北北海道地区自然 保護事務所 苫小牧支所	森林生態系保護地域バッファゾーンの 整備、大平山における高山植物の盗掘防止、 自然公園の整備等についての情報・意見の 交換。
東北地方 連絡会議	東北 青森	東北地区自然保護 事務所 北関東地区自然保 護事務所	緑の回廊の設定、白神山地森林生態系保 護地域周辺の機能類型見直し、西吾妻の植 生回復モニタリング調査、国設鳥獣保護区 の設定等についての情報・意見の交換。
中部地方 連絡会議 （東部地区）	関東	北関東地区自然保 護事務所 中部地区自然保護 事務所	野生動植物の保護と森林施業、森林生態系 の保全、自然公園の整備等についての情報 ・意見の交換。
関東地方 連絡会議	東京 中部	南関東地区自然保 護事務所	自然公園法の改正、自然再生事業等につ いての情報・意見の交換。
中部地方 連絡会議	中部 名古屋	中部地区自然保護 事務所	国立公園計画、グリーンワーカー、山岳 トイレへの補助等についての情報・意見の 交換。
四国地方 連絡会議	四国	山陽四国地区自然 保護事務所	地域管理経営計画の策定、森林・林業基 本法の概要、自然公園法の改正、鳥獣保護 法の改正、新生物多様性国家戦略等の概要 等についての情報・意見の交換。
九州地方 連絡会議	九州	九州地区自然保護 事務所 沖縄奄美地区自然 保護事務所	九州局管内の自然公園・保護林の現状、 沖縄北部国有林の取扱い、平成13年度希少 野生動植物種の保護管理、国立公園内の治 山・林道事業等についての情報・意見の交 換。